

# ADFEST2019

< 研修ツアーのご案内 >

2019.3.20(Wed) - 23(Sat)

PEACH (Pattaya Exhibition and Convention Hall)

## ■ ツアー日程

2019年3月19日(火) ~ 3月24日(日) 5泊6日

■ 研修企画 : 公益社団法人 全日本広告連盟

■ 協賛 : 一般社団法人 日本アド・コンテンツ制作協会 (JAC)

■ 旅行企画・実施 : 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店

# 募集要項

◆旅行期間 2019年3月19日(火)～3月24日(日) 5泊6日

◆旅行代金 (1室1名様シングル利用の場合のお一人様)

**羽田発着コース** エコノミークラス利用 **247,000円** (ビジネスクラス、関空・中部空港発着コースは別途お問合せください。)

※本旅行代金には、アドフェスト参加登録料及び燃油サーチャージ(目安:9,000円 2018年12月22日現在)・国内空港施設使用料・旅客保安サービス料・海外空港税・国際観光旅客税は含まれておりません。

◆申込締切日:2019年2月7日(木)

◆利用予定日本発着航空会社:タイ国際航空(TG)

◆利用予定ホテル(1名1室利用):パタヤ/ロイヤルクリフビーチホテル

◆最少催行人員:25名

◆食事:朝5回、昼0回、夕0回 ※この回数に機内食は含まれません。

◆添乗員:同行しませんが、現地ツアーデスクにてご案内いたします。

羽田発着時およびバンコク空港～パタヤホテル間は、現地係員がお世話いたします。

## ● アドフェスト参加登録料(お一人様):149,000円

ヤングクリエイティブ(1990年3月23日以降生まれの方):**96,000円**、学生参加登録料(学生証要):**65,000円**

※登録料に含まれるもの:①スピーカーセッション(3月20日～3月23日)②カクテルレセプション ③ウェルカムパーティー  
④アフターパーティー ⑤ランチ、コーヒープレイク(3月20日～3月23日) ⑥フェスティバルキット  
⑦アワード・プレゼンテーション

## ● クラフト・アドフェスト(3月20,21日2日間) 参加登録料(お一人様):111,000円

※登録料に含まれるもの:①スピーカーセッション(3月20,21日2日間) ②カクテルレセプション ③ウェルカムパーティー  
④フェスティバルキット ⑤ランチ、コーヒープレイク(3月20,21日2日間)

※ヤングクリエイティブ・学生登録料はお問い合わせください。

## ● クリエイティブ・アドフェスト(3月22,23日2日間) 参加登録料(お一人様):111,000円

※登録料に含まれるもの:①スピーカーセッション(3月22,23日2日間) ②カクテルレセプション ③ウェルカムパーティー(3月21日)  
④フェスティバルキット ⑤ランチ、コーヒープレイク(3月22,23日2日間) ⑥アフターパーティー  
⑦アワード・プレゼンテーション

※ヤングクリエイティブ・学生登録料はお問い合わせください。

※参加登録料取消料:お申し込み後～2月15日(金)18:00まで・・・・・・・・参加登録料の50%  
2月15日(金)18:00より・・・・・・・・参加登録料の100%

※参加登録代行のみは、お受けしておりません。

## 【旅行代金に含まれるもの】

①航空運賃:日程表に記載された区間(エコノミークラス)、(※この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものです。)②宿泊代金:ホテル・シングルルーム(1名1室利用)バス・トイレ付 ③食事代金:日程に明記の食事代金「朝食5回、昼食0回、夕食0回(機内食は含まれません)」④専用バス・ガイド代金:日程表に記載された専用バス及びガイド代 ⑤団体行動中の税金・チップ ⑥手荷物運搬代金:お一人につき一個のスーツケースなど(ただし大きさは航空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。)⑦会期中の日本語同時通訳アレンジ費用 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。

## 【旅行代金に含まれないもの】

上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

①旅券印紙代・証紙代有効期限5年のもの:¥11,000、有効期限10年のもの:¥16,000 ②個人的性格の費用:飲物代、クリーニング代、電話代 ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥アドフェスト参加登録料 ⑦羽田空港施設利用料:¥2,670 ⑧バンコク空港税:¥3,000 ⑨運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ・目安:9,000円 2018年12月22日現在) ⑩国際観光旅客税:1,000円

※航空会社の定める付加運賃・料金に変更された場合は、増額になった時は不足分を追加徴収し、減額になった時はその分を返金いたします。

上記の換算額は2018年12月22日現在の三菱UFJ銀行売渡レート/US\$1.00=114円を基準にしています。

044918121048-K-PHP



\*アドフェスト2019(ADFEST2019)詳細につきましては、公式ホームページをご参照下さい。

<http://www.adfest.com>

# ADFEST2019

1. <New!> アドフェスト研修ツアー・ネットワーキング・パーティー開催 !!
2. ご滞在ホテルは、会場に隣接する  
「パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテル」に1名様1室ご利用。
3. 面倒な参加登録の代行いたします。
4. クラフト・アドフェスト(3月20・21日2日間)、クリエイティブ・アドフェスト(3月22・23日2日間)のみの参加登録も可能です。(フライト・スケジュールもご相談ください)
5. 研修ツアー期間中は、ホテル内に「専用ツアーデスク」設置。  
会議や観光などご滞在中のさまざまなご質問に対応いたします。
6. ビジネスクラス、関空・中部発着などツアー以外の行程をご希望の場合は、  
ご相談に応じます。



## ツアー行程

	月日曜	発着地/滞在地名	発着 現地時間	交通機関	摘 要	食事
1	2019年 3月19日 (火)	羽 田 発  バ ン コ ク 着  パ タ ヤ 着	10:35  15:40  夜	TG683  専用バス	空路、バンコクへ  着後、パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテルへ  <b>アドフェスト研修ツアー・ネットワーキング・パーティー</b> (パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテル泊)	機  ×  夕
2 3 4 5	3月20日 (水) 3月21日 (木) 3月22日 (金) 3月23日 (土)	パ タ ヤ 滞 在		各自	<b>アドフェスト2019参加 (別代金)</b>  *3月20日 カクテルレセプション *3月21日 ウェルカムパーティー *3月22・23日 アワード・プレゼンテーション *3月23日 アフターパーティー <small>※日本語同時通訳有(プログラムによります)</small> (パタヤ・ロイヤルクリフビーチホテル泊)	朝  ×  ×
6	3月24日 (日)	パ タ ヤ  バ ン コ ク 発  羽 田 着	午 前  13:00  21:10	専用バス  TG660	専用バスにて空港へ  空路、帰国の途へ  到着後、入国審査・通関後、解散。お疲れ様でした。	朝  ×  機

発着日時及び交通機関は変更になることがあります。

時間帯の目安：早朝～06:00 朝 06:00～9:00 午前 9:00～12:00 午後 12:00～17:00 夕刻 17:00～19:00 夜 19:00～24:00  
食事のマーク：朝=朝食、昼=昼食、夕=夕食、機=機内食、×=食事なし 交通機関：TG=タイ国際航空

### ■旅券・査証について

- (1)旅券(パスポート)：この旅行には残存期間が入国時6ヶ月以上残っている旅券が必要です。
- (2)査証(ビザ)：この旅行には査証が不要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、  
旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。(日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、  
入国管理事務所にお問合せください。)

## お申込方法

同封の参加申込書・参加登録用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお送りください(裏面参照)。  
後日、ご請求書をお送りいたしますので、参加登録料及び旅行代金を指定口座にお振込みください。

# ご旅行条件

## ■お申込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「追加料」のそれぞれ一部または全部にて取扱います。お客さまより旅行申込書にお客さまのローマ字名を記入された場合は旅行契約に記載されているお名前を記入し、お客さまの氏名を記入して記入された場合には航空券の発行手続のほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社は航空券の発行者の指示に従って変更手数料（■お客さまの交換に追加料がかかります。なお、運送（宿泊機関により、氏名の訂正）が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合、所定の取消料（■取消料のかかる場合に記載）がかかります。また、氏名の性別、年齢、国籍などが違えば、お客さまと同様とさせていただきます。ご注意ください。）を申し渡す必要があります。キャンセルされる場合はお申込みの旨を、ご連絡をお願いします。
- 健康診断等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がキャンセルされる場合があります。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いします。）
- お申込みの時点で、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消料」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力をさせていただきます。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額「預り金」として受け付けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で予約の成立となり、「預り金」を「旅行代金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能期間の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申し出があった場合、又はお待ちいただける期間満了に結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保障するものではありません。
- 日程上実際に利用できない復約の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされたとき、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、取消料が取消される場合がございます。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障りのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊婦の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれら状態になった場合は直ちに申し出ください。）あらかじめ当社からご案内申し上げます。ご旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でも書面でも申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために参加者又は同伴者の同意、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまから申し出いただいた措置を拒否することがない場合、お客さまの旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担となります。
- 当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社が当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定するお支払方法でお支払いください。
- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は（参加）近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する企画旅行であり、旅行代金は当社と企画旅行契約を結んだときとなります。契約は、当社の承諾とご申込金の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受理した日となります。

## ■お客様から出発までに実施する事項

- 海外安全情報について  
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。  
外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>  
外務省 海外旅行登録「たびレジ」  
<https://www.ezariyu.mofa.go.jp/tabireg/>  
外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162

- 渡航先「海外安全情報」が発出された場合の取扱について  
レベル1：「十分注意してください。」  
イ 通常通り旅行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。  
ロ 契約成約後に取扱いされた場合は、メンバーサイトに定める取消料をお支払いいただきます。  
レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」  
イ 原則旅行いたしません。当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、旅行いたします。その場合の対応は以下です。  
ロ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。また、同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加したいた場合、従前の旅行に係る取消料は取扱いしません。  
ニ ご参加が予定される場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的地の観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（■旅程保証に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を取扱いたしません。  
ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。  
レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」  
レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」  
イ 旅行を中止いたします。  
ニ 退避勧告については、以下をご確認ください。  
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

## ■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は「旅行代金」の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」といいます）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までに支払ういただきます。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金であり、追加料金は、一人部屋追加代金、ビジネスプラス追加代金、延泊による宿泊代金等となります。

## ■確定日発表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が異なる場合は現地手配代行）との連絡方法および記載された確定日発表は、ご出発の前までに交付いたします。ただし、出発の前日以前にお申込みの場合は旅行開始当日に交付することがあります。なお、交付以前であってもお問合せいただける場合は手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。

②複数で申込んだお客様が一方が契約を解除したためにお客様が一人部屋となったときはお客様が一方が契約を解除したお客様から取消料を申し受け、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加料金を申し受けさせていただきます。

## ■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行開始日の前々日以降～旅行開始日当日	旅行開始後又は無連絡不参加
※ピーク時のみ 40日～31日前	30日前	30日前
10%	20%	50%
		100%

- ピーク時とは12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31をいいます。
- 当社の責任としないケース、渡航手続き等の事由によるお取消の場合も表記取消料を支払います。
- 取消料の対等となる旅行代金は表記の旅行代金に追加料金を加えた合計額です。
- 取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）  
下記の場合は取消料はかかりません。（一部例外）  
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。  
②旅行代金が増額されたとき  
③当社が確定日発表を表記の日までに交付し、旅行内容の変更  
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき  
■当社による旅行契約の解除  
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）  
①お客様の数が契約書面に記載された最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目に（ピーク時は33日目に）当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。  
②旅行代金を期日までに支払ういただけないとき  
③申込条件の不適合  
④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき  
■お客様が ■お申込み(1)①から④のいずれか、該当することが判明したとき

## ■お客様の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お客様に発生する賠償額は1人15万円（ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。）または、当社に故意または重大な過失がない場合は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、旅行品にかかる損害補償金(15万円を限度)（ただし、一個または一對についての補償限度は10万円を支払いません。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行契約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、また、一旅行契約についての変更補償金の額は、1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加料金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)
旅行開始日 旅行開始後	
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)とその順序の追加・削除の変更	1.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより高い料金のものへの変更・変更後の等級が設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り	1.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港を異なる空港に変更	1.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経路の変更	1.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回る場合を除く)	1.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の変更の種類、設備、乗継その他のお客様の条件の変更	1.0
9. 当社の掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5
	5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行業者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客さまの交替

お客さまが当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することがあります。  
(1) エコノミー・クラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用済み）17,500円（13,200円）  
北米（ハワイ含む）・中東・ヨーロッパ（ロシアを除く）・アジア・中東・11,700円（13,200円）  
アジア（韓国除く）・ロシア・ロシア・オセアニア・南太平洋・中国・10,000円（7,500円）  
韓国・6,000円（4,500円）  
(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・1,000円（大・小・ごども共通）  
■航空会社より上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途明記いたします。

## ■海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なことがあります。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

## ■お買い物案内について

お客様は、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社は、商品の交換や返品等の受け取りはいたしません。ご購入の商品が生かれないように商品の確認および引継ぎの受け取りなど必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身で行っていただく。ワゴンランド又は国内分館店により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には必ずご注意ください。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故など生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もしも、通知できない事情が生じた場合は、必ず下記までご連絡ください。

## ■個人情報について ※EU在住の方はお問い合わせください

イ 当社および旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただきます。当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。  
ロ また、旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等海外免税店等の事業者へ提供いたします。  
お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。  
ロ 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。  
当社グループ企業および販売店が提供する個人情報については以下のとおりです。  
（住、氏名、お客様番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス）  
ハ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページにてご確認ください。  
■募集型企画旅行契約約款について  
この条件に定めのない事項は当社旅行契約約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行契約約款ご希望の方は、ご請求ください。  
当社ホームページ <http://www.kntco.jp/operate/jyoken/> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書となります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。

# お問い合わせ・お申込み先/旅行企画・実施

## 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第2営業支店

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉ビル14F

「アドフェスト2019研修ツアー」デスク 担当:刈屋・上村

問合せメールアドレス: [adfest@or.knt.co.jp](mailto:adfest@or.knt.co.jp)

TEL 03-6891-9302 FAX 03-6891-9402

営業日・営業時間 月・金 9:30-18:00(土・日・祝祭日を除く)

※休業日と営業時間外の取消し・変更のお申し出には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者 柴田雅貴・田村一浩

■総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約などに関し、担当者からの説明にご不明点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

